

特定非営利活動法人クロスゲート定款

第1章 総則

[名称]

第一条 この法人は、特定非営利活動法人クロスゲートという。

[事務所]

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

[目的]

第三条 本法人は、非行や犯罪の問題を抱え、知的、発達の、或いは、軽度な精神的な障害があるために、専門的かつ長期的に支援が必要な成人または、少年に対して、生活及び就労等に関する助言・指導を実施し、社会参加の「場」の創出と、各々の自覚を促し、個性を生かした社会貢献の実現を目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- [1] 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- [2] 社会教育の推進を図る活動
- [3] 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- [4] 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

[事業の種類]

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- [1]生活支援に関する助言・指導事業
- [2]就労の為の助言・指導事業
- [3]出所者・一般市民の為の宿所の助言・指導事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- [1] ホームページの掲載広告事業
- [2] 寄付された物品の売買事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益

は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

[種別]

第六条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法〔以下、「法」という。〕上の社員とする。

〔1〕 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

〔2〕 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

[入会]

第七条 会員の入会について、特に、条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

[入会金及び会費]

第八条 会員は、理事会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

[会員の資格の喪失]

第九条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

〔1〕 退会届の提出をしたとき。

〔2〕 本人が、死亡し、もしくは、失踪宣告を受け、または、会員である団体が消滅したとき。

〔3〕 継続して、1年以上、会費を滞納したとき。

〔4〕 除名されたとき。

[退会]

第十条 会員は、理事長が、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

[除名]

第十一条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

〔1〕 この定款に違反したとき。

〔2〕 この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

〔種別及び定款〕

第十二条 この法人に、次の役員を置く。

〔1〕 理事 3人以上7人以内

〔2〕 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

〔選任等〕

第十三条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは、三親等以内の親族が、一人を超えて含まれ、または、当該役員並びに、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

4 法第二十条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事または、この法人の職員を兼ねてはならない。

〔職務〕

第十四条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または、理事長が欠けたときは、理事長が、予め指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に、掲げる事業を行う。

[1] 理事の業務執行の状況を監査すること。

[2] この法人の財産の状況を監査すること。

[3] 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または、法令もしくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または、所轄庁に報告すること。

[4] 前号の報告をするために、必要がある場合には、総会を招集すること。

[5] 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べる事。

[任期等]

第十五条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、または、増員により、就任した役員の任期は、それぞれの前任者または、現在の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[欠員補充]

第十六条 理事または、監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[解任]

第十七条 役員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

[1] 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

[2] 職務上の義務違反その他役員として、ふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

[報酬等]

第十八条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で、報酬を受け取る事ができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

[種別]

第十九条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

[総会の構成]

第二十条 総会は、正会員をもって構成する。

[総会の権能]

第二十一条 総会は、以下の事項について議決する。

[1] 定款の変更

[2] 解散及び合併

[総会の開催]

第二十二条 通常総会は、毎年1回、開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に、開催する。

[1] 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

[2] 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

[3] 監事が、第十四条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

[総会の招集]

第二十三条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または、電磁的方法により、開催の日の少なくとも、2週間前までに通知しなければならない。

[総会の議長]

第二十四条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

[総会の定足数]

第二十五条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席が無ければ、開会することができない。

[総会の議決]

第二十六条 総会における議決事項は、第二十三条第3項の規定によって、予め、通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が、書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

[総会での表決権等]

第二十七条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

[総会の議事録]

第二十八条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

[1] 日時及び場所

[2] 正会員総数及び出席者数[書面もしくは、電磁的方法による表決者または、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。]

[3] 審議事項

[4] 議事の経過の概要及び議決の結果

[5] 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1人が、記名押印または、署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または、電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- [1] 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- [2] 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- [3] 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- [4] 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

[理事会の構成]

第二十九条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の権能]

第三十条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- [1] 総会に付議すべき事項
- [2] 総会の議決した事項の執行に関する事項
- [3] その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- [4] 会員の除名
- [5] 事業計画及び予算
- [6] 事業報告及び決算
- [7] 役員の選任及び解任
- [8] 役員の職務及び報酬
- [9] 入会金及び会費の額
- [10] 資産の管理
- [11] 借入金[その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第四十七条において同じ。]その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- [12] 解散における残余財産の帰属
- [13] 事務局の組織及び運営
- [14] その他運営に関する重要事項

[理事会の開催]

第三十一条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

[1] 理事長が必要と認めたとき。

[2] 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

[理事会の招集]

第三十二条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも、2週間前までに通知しなければならない。

[理事会の議長]

第三十三条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

[理事会の議決]

第三十四条 理事会における議決事項は、第三十二条第3項の規定によって、予め通知した事項とする。

2 理事長の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[理事会での表決権等]

第三十五条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由の為、理事会に出席できない理事は、予め、通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により、表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

[理事会の議事録]

第三十六条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

ない。

- [1] 日時及び場所
- [2] 理事総数、出席者数及び出席者氏名〔書面表決者にあつては、その旨を付記すること。〕
- [3] 審議事項
- [4] 議事の経過の概要及び議決の結果
- [5] 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が、記名押印または、署名しなければならない。

第5章 資産

第三十七条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- [1] 設立当初の財産目録に記載された資産
- [2] 入会金及び会費
- [3] 寄付金品
- [4] 財産から生じる収益
- [5] 事業にともなう収益
- [6] その他の収益

[資産の区分]

第三十八条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

[資産の管理]

第三十九条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

[会計の原則]

第四十条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

[会計の区分]

第四十一条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

〔事業年度〕

第四十二条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔事業計画及び予算〕

第四十三条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第四十四条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに、成立した予算の収益費用とみなす。

〔予算の追加及び更正〕

第四十五条 予算成立後に、やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または、更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第四十六条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔臨機の措置〕

第四十七条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第四十八条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分1

以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更〔前項の規定により、所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。〕したときは、所轄庁に届け出なければならない。

〔解散〕

第四十九条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- [1] 総会の決議
- [2] 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- [3] 正会員の欠亡
- [4] 合併
- [5] 破産手続開始の決定
- [6] 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員の2分の1以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第五十条 この法人が解散〔合併または、破産手続開始の決定による解散を除く。〕したときに残存する財産は、法第十一条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに、譲渡するものとする。

〔合併〕

第五十一条 この法人が、合併しようとするときは、総会において、正会員の総数の二分の一以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

〔公告の方法〕

第五十二条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人

のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

〔事務局の設置〕

第五十三条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

〔職員の任免〕

第五十四条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

〔組織及び運営〕

第五十五条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

〔細則〕

第五十六条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長 林 裕人
副理事長 大城 黄衣衛
理事 安方 勇太
監事 安達 寛大

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第十五条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から、令和3年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第四十二条の規定に関わらず、この法人の成立の日から、令和3年3月31日とする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第四十三条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

[1] 入会金	正会員	個人	6,000 円	団体	30,000 円
	賛助会員	個人	12,000 円	団体	50,000 円
[2] 年会費	正会員	個人	12,000 円	団体	60,000 円
	賛助会員	個人・団体	30,000 円	[1口以上]	